

甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年10月26日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階 委員会室A

出席委員（6名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	秋山照雄君
	若尾彰子君		保坂康君
	谷口和男君		山本英俊君

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 赤澤厚君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	長田裕二君	生活環境部長	相川泰史君
福祉部長	飯沼秀司君	保険課長	堤貞治君
環境課長	望月新路君	長寿推進課長	保坂義実君
国民健康保険 給付係長	村越恵君	生活環境係長	小田切治君
長寿あんしん 係長	井上千悦子君	介護保険係長	輿石文明君
介護予防推進 係長	八巻千寿子君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山田洋	書記	池上恵
書記	長田大地		

内容

- 1 新型コロナウイルス感染等による傷病手当金の支給に係る適用期間の延長について
(保険課)
- 2 次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の実施について
(長寿推進課)
- 3 釜無川スポーツ公園に設置されるドッグラン施設について (環境課)
- 4 その他
- 5 令和5年度当初予算への要望について
- 6 各種団体との意見交換会について
- 7 その他

開会 午後 2時19分

○書記（長田大地君） ご参集大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めまして、こんにちは。

ご参集大変お疲れさまです。

ちょっと時間早いですけれども、これより厚生環境常任委員会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

○委員長（金丸幸司君） それでは、これより次第の3、内容に入ります。

初めに、（1）新型コロナウイルス感染等による傷病手当金の支給に係る適用期間の延長について、担当より説明を求めます。

堤保険課長。

○保険課長（堤 貞治君） 大変お疲れさまでございます。

保険課から、新型コロナウイルス感染等による傷病手当金の支給に係る適用期間の延長についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の経緯等につきましては、国民健康保険加入者のうち被用者である給与所得者とありますが、被用者とは会社などに雇われている方、パートやアルバイトをしている方であり、社会保険に入ることができない国保に加入している方で、1日働いた分が給与となる方が、新型コロナウイルスに感染するなどして休んだときに、給与が支給されない場合に手当を支給する傷病手当金制度について、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について、令和2年3月10日付厚生労働省保健局国民健康保険課・後

期高齢者医療事務連絡等に基づき、条例及び規則を改正して支給しているところでございます。

新型コロナの収束が見えない中、これまで国において財政支援の適用期間が3か月ごとに延長され、本市においても国の財政支援に合わせて適用期間を延長しております。

なお、国保同様に75歳から加入する後期高齢者医療制度についても、山梨県後期高齢者医療広域連合におきまして同様に延長されていることをご報告いたします。

次に、2、傷病手当金制度の概要につきましては、まず、(1)対象者は本市の国保に加入している被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者が対象となります。

(2)支給要件につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間とされており、会社を休み、給与が支払われない場合に、4日目から支給されるものであります。

(3)支給額につきましては、記載されております計算式にありますとおり、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で割り、1日当たりの給与を計算し、その3分の2を給与が支払えない日数4日目からの支給となります。なお、支給額には上限があり、3万887円が1日当たりの上限額となっております。

(4)適用につきましては、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの間で、療養のため労務に服することができない期間、ただし入院が継続する場合等は最長1年6月までとなっております。適用期間については、当初令和2年9月30日まででありましたが、これまで国において期間延長を繰り返し行い、先月になりますが、9月8日付厚生労働省保健局事務連絡によりまして、令和4年12月31日まで国の財政支援が延長されたため、本市においても同様に延長するものでございます。

なお、本来であれば期間が延長される前の9月中にご報告すべきでありましたが、9月定例会市議会開催中であり、報告するいとまがなく、本日の報告となりましたことをおわび申し上げます。

次に、3、実績。本市のこれまでの傷病手当金の支給実績につきましては、令和2年度は3件、40万3,493円。令和3年度は7件、40万2,342円。令和4年度は9月支給分までで9件、43万3,325円を支給しております。

なお、予算につきましては、前回9月30日まで期間延長をしたときの6月定例会市議会において、72万円増額補正をお願いし、現在の予算残額は約49万円でございます。12月31日

までの期間延長に伴い、予算が不足する見込みでありますので、12月補正をお願いする予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） これは令和2年度からやっているけれども、1度かかった人は2度、何年か経つとまたかかる可能性があるじゃない。そういう人も、これは対象になるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○保険課長（堤 貞治君） 1度かかった方においても、同じようにコロナに感染した場合は、2回目の支給という形が可能になっております。

○委員長（金丸幸司君） その他質疑ございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 3か月こうやってずっと延長しているわけですがけれども、コロナが収束したわけではないんですよ。また翌年も、多分また3か月ごとになれば延長という形が見られるんじゃないか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○保険課長（堤 貞治君） 委員さんのおっしゃるとおり、コロナの収束が見えてない状況ですので、この状況ですと3か月延長される可能性もあります。その際にはまた、12月補正をお願いする際には、その辺が分かっていたら、そこでお答えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） そのほかございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 今の補正をお願いということなんですけれども、その補正については、どのくらいを考えていますか。人数的なものもあるでしょうし、金額的なものもあると思いますけれども、どのくらいのものと考えているか、教えてください。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○保険課長（堤 貞治君） 現在、精査して計算中ですので、この場ではお答えできませんので、また補正の際にお願いをしたいと思っておりますので、すみませんがご理解をお願いいたします。

す。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） この傷病手当金の支給について、国民健康保険加入者へはどういった情報提供がされているのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○保険課長（堤 貞治君） 甲斐市のホームページ、あと広報誌等でお知らせをしております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、新型コロナウイルス感染等による傷病手当金の支給に係る適用期間の延長についてを終了いたします。

続いて、保険課関係のその他を行います。

委員より保険課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で、保険課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時31分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、（2）次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の実施について、担当より説明を求めます。

保坂長寿推進課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） お疲れさまです。

福祉部長寿推進課です。よろしくお願ひいたします。

長寿推進課から次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の実施

についてご説明いたします。

お手元に2種類の別冊資料を本日配付させていただいておりますが、こちらは昨日開催いたしました令和4年度第2回甲斐市地域包括支援センター運営協議会において協議を行い、その結果を反映させたものを作成し、本日配付させていただきましたので、あらかじめご了承ください。

それでは、厚生環境常任委員会資料2ページのほうをお願いいたします。

1、調査の目的であります。来年度令和5年度に策定する第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の基礎資料とするため、要介護者の在宅生活の継続と介護者の就労の継続に有効な介護サービスの在り方の検討に資する(1)在宅介護実態調査と要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の抱える課題やニーズを把握し、地域診断に資する(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施するものであります。

2、調査内容であります。1の調査の目的で説明をいたしました(1)在宅介護実態調査と(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の2種類の調査となります。

続きまして、3、調査の実施方法についてご説明をいたします。

初めに、(1)在宅介護実態調査につきましては、調査対象者は在宅介護を受けている要介護認定者(認定済の者)とその主介護者(家族等)600人です。調査の対象外の者は、医療機関へ入院している者、また特別養護老人ホームやグループホーム等の施設に入所または入居している者となります。調査の方法は、200の方に聞き取り調査を実施し、400の方に郵送での調査を実施いたします。標本数ですが、全体で500件、回答率の想定は、聞き取り調査が100%、郵送調査につきましては75%を見込んでおります。聞き取り調査の方法につきましては、市で任用しております要介護認定調査員10名と認定調査を委託しております居宅介護支援事業所10事業所に委託して、実施をいたします。

次に、(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてであります。調査対象者は要介護1から5以外の高齢者2,000人を無作為に抽出をいたします。調査対象外の者は、要支援1・2の者で、在宅介護実態調査と重複する者になります。調査方法は、抽出した2,000の方に郵送で調査を実施いたします。その下の標本数、想定回答数は1,500件、75%を見込んでおります。調査予定期間は、2種類の調査ともに、来月11月から年明けの1月を予定しております。

資料の3ページをお願いいたします。

4、調査項目についてであります。別冊資料の（案1）（案2）となっております。こちらのほうは後ほどご説明をさせていただきます。

5、業務委託先、（1）契約方法は一般競争入札。（2）委託業者名は、株式会社名豊が落札をし、過日委託契約を締結したところであります。（3）契約金額は、188万1,000円。（4）工期は、令和4年9月8日から令和5年3月17日まで。（5）業務内容は、①調査票及び封筒の印刷、②調査票発送及び回収、③調査結果の集計及び報告書の作成であります。

それでは、別冊資料のほうの説明をさせていただきますので、別冊（案1）在宅介護実態調査につきまして、ご用意をお願いいたします。

こちらの調査は、主に介護保険サービス料の見込みを検討するための基礎資料とすることを想定しております。表紙には、調査への協力のご記入に当たってのお願い、また、調査に関するお問合せ先を記載しております。右上の整理番号は1から600番までの連番を記載をします。

資料を1枚めくってください。

表紙の裏面には、個人情報の取扱いとして、個人情報の保護及び使用目的について記載しております。

その下の今回の資料の掲載例といたしまして、国が指定する国の基本調査項目につきましては、設問の下に太いアンダーラインを、国のオプション調査項目には、波線を設問の下に引いております。なお、国の基本調査項目は、国が指定する必須の質問事項となりますので、こちらは省略することはできません。

次に、甲斐市独自の調査項目（新設）には、グレーの網かけをしており、一番下の甲斐市独自の調査項目（前回と同じ）については、グレーの網かけと細いアンダーラインを引いております。これは別冊（案2）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査も同じようにそれぞれ区分をしております。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

この在宅介護実態調査は、A票とB票を設け、A票は介護を受けている調査対象者の方に回答していただく調査票となります。

問1、2、問4、問5は設問の下に太いアンダーラインを引いてありますので、国の基本調査項目となります。問3は設問の下に波線を引いてありますので、国のオプション調査項目となります。

資料2ページをお願いいたします。

問6、問7は国の基本調査項目、オプション調査項目になります。

3ページをお願いいたします。

問8、問9、問10は設問の下に波線を引いておりますので、国のオプション調査項目になります。

4ページをお願いいたします。

問11は国の基本調査項目、また、問12、問13は今回新設の市独自の調査項目となり、問12は利用しているサービスの満足度の把握、問13は新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式における在宅介護の在り方を検討するためのものです。問14は前回と同じ市の独自の調査項目となります。

5ページをお願いいたします。

こちらの5ページからは、B票になります。B票は主な介護者の方に回答していただく項目となります。

問1から問3、また問6は国の基本調査項目、オプション調査項目になります。

問4、問5は今回新たに設けました市独自の調査項目で、ヤングケアラーの状況を把握するための調査であります。

資料の6ページをお願いいたします。

問7から問10は国の基本調査項目になります。

7ページをお願いいたします。

問11、問12は国のオプション調査項目と基本調査項目になります。問13は前回と同じ市独自の調査項目となります。

8ページをお願いいたします。

問14、問15も前回と同じ市独自の調査項目となります。

続きまして、別冊（案2）、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてご説明をいたします。

資料をご覧いただきたいと思います。

こちらの調査は一般の高齢者、また介護予防・日常生活支援総合事業の対象者及び要支援者の地域課題の特定に資することを目的とし、実施する調査であります。

調査票の表紙には、先ほどの調査と同様、調査協力のご記入に当たってのお願いなどを記載しております。右上の整理番号につきましては、1から2,000番までの連番を記載いたします。

1枚まくっていただきまして、表紙の裏面をご覧ください。

こちらにも先ほどと同様、個人情報の取扱いについて記載をしております。

なお、こちらの調査票につきましても、在宅介護実態調査と同様、国が指定する国の基本調査項目とオプションで選択する調査項目、また甲斐市独自の調査項目となっております。国の基本調査項目には、設問の下に太いアンダーラインを引いてあります。また、国のオプション調査項目には、設問の下に波線を引いてあります。甲斐市独自の調査項目（新設）には、設問にグレーの網かけをしており、前回と同じ市独自の調査項目にはグレーの網かけと細いアンダーラインを引いてあります。1ページの一番下の記入日、記入者は、国の基本調査項目となります。以降のページにつきましては、説明につきましては、国の調査項目は省略をさせていただき、市の新たに設けた調査項目のみの説明とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

2ページの一番下（6）は、新設の市独自の調査項目となり、新型コロナウイルスに関する質問であります。

続きまして、少し飛びまして、資料の5ページをお願いいたします。

5ページの間4の（7）から（10）は新設の市独自の調査項目で、潜在化している認知症のある方の程度や状況を把握し、認知症予防事業の取組を検討する質問となっております。

（11）及び6ページの上段（12）の質問につきましては、高齢者のパソコンやスマートフォンなどの利用についての質問となっております。

資料の7ページをお願いいたします。

7ページ一番上の（4）は、前回同様、市独自の調査項目で、問6の（1）から（4）は国の基本調査項目となります。

8ページをお願いいたします。

8ページの（5）、（6）は前回同様、市独自の調査項目となります。

資料の9ページをお願いいたします。

9ページ一番下の問7の（7）は、新設の市独自の調査項目であり、今後の介護予防の取組を検討するもので、認知度を把握するための調査となっております。

資料10ページをお願いいたします。

10ページの間8の（3）は、前回同様、市独自の調査項目に。今回新たに次の（4）及び11ページをお願いいたします。

11ページの上段にあります（5）を新設の項目として追加をし、こちらにつきましては、

認知度を把握するため、また認知症に対する市民のニーズを把握し、計画での取組を検討するための調査となります。

問9の(1)から右側の12ページ(3)、(4)の質問は、前回同様、市独自の調査項目となります。

続きまして、最終ページの13ページをお願いいたします。

こちらの13ページも前回の調査と同様、市独自の調査項目で、自由記載となっております。こちらにつきましては、地域における健康づくりや高齢者、子供、障がいがある方などへの支援をはじめ、市民の皆さんが支え合いながら、安心して暮らしていくためのまちづくりについて、ご意見、ご要望、アイデアなどを自由に記載していただくものであります。

なお、アンケート調査の結果につきましては、調査用紙を回収後、集計及び内容を取りまとめた報告書を作成しますので、また改めて厚生環境常任委員会へ報告をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の実施についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長(金丸幸司君) 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

秋山副委員長。

○委員(秋山照雄君) 3番の調査の実施方法で、在宅介護と介護予防と、この両方の調査対象の人数は600人と2,000人だけれども、この該当者数というのは大体分かるんですか。

○委員長(金丸幸司君) 興石介護保険係長。

○介護保険係長(興石文明君) お答えします。

65歳以上の高齢者の人数につきましては、おおむね2万人でございます。

以上です。

○委員(秋山照雄君) 2万人。じゃ、2,000人も2万人。

○委員長(金丸幸司君) 興石係長。

○介護保険係長(興石文明君) ただいま資料を取り寄せますので、後ほど回答させていただきます。

○委員長(金丸幸司君) そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 前回、この計画を策定するときにも、基礎調査はやったのでしょうか。やっていたら、そのアンケートの回答率を教えてくださいと思います。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） 前回3年前にも同様のアンケート調査を、策定する前の年に実施しております。回答率につきましては、在宅介護実態調査が70.9%、それから介護予防・日常生活圏域ニーズ調査が76.3%となっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 別冊2ページなんですけれども、問6でAからIまで書いてあるんですけれども、介護を受けている人って、こういう細かい分類って本当に認識されているんですか。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） すみません。ちょっと質問をご確認をさせていただきたいんですが、別冊（案2）のほうの（6）のコロナの。（案1）のほうですかね。

〔「AからIまで結構細かくあるんですけれども」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 挙手をして。谷口委員。

○委員（谷口和男君） AからIまで結構細かくサービスの内容を書いてあるんですけれども、実際受けている方本人って、この中でどれを受けているとか、そういうのまで理解されているんですか。

○委員長（金丸幸司君） 興石係長。

○介護保険係長（興石文明君） お答えします。

介護サービスを受けている方が、前月の1か月にどのサービスを利用したか、自分が受けているサービスですので、回答可能だと考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

それでは、先ほどの秋山副委員長の質問に対して答弁を行います。

興石係長。

○介護保険係長（興石文明君） まず、在宅介護実態調査600人の対象者につきましては、令和4年3月末の人数になりますけれども、2,694人です。2,694人のうち600人が対象でござ

います。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては、1万9,874人のうち2,000人を対象にしております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の実施についてを終了いたします。

続いて、長寿推進課関係のその他を行います。

委員より、長寿推進課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で、長寿推進課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時55分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、（3）釜無川スポーツ公園に設置されるドッグラン施設について、担当より説明を求めます。

望月環境課長。

○環境課長（望月新路君） 環境課です。よろしく申し上げます。

まず、経緯につきまして、山梨県において令和3年度から令和7年度にかけて、釜無川スポーツ公園内のバーベキュー施設等を撤去し、遊具や健康器具等の整備を予定しております。この公園整備に併せまして、市でドッグラン施設の設置を要望したところ、令和4年度に整備されることとなりまして、現在11月末日の工期で工事が進められております。ドッグラン施設の工事完了後の管理につきましては、山梨県と管理協定を締結し、市が管理することとなっております。協定のほうは、令和4年7月1日に締結しております。

5ページの案内図を見ていただきたいと思います。釜無川スポーツ公園内の信玄橋から

南のほうに進んでいただきまして、明生学園の真横あたりにドッグランの施設を現在造っております。今行きますと囲いがされている所でございます。

面積につきましては、小型犬エリアとして280平米、大型犬、フリーエリアとしておりますけれども、653平米、合計933平米。附帯施設としましては、メッシュフェンス、高さが1.5メートル、周辺を180メートルで囲ってあります。ベンチが8基、あと、ドッグランの使用上の注意とか、そういうサインを設置することで5枚を予定しております。その他水道施設につきましては、既存のものを使用していただくということになります。

3番のその他ですけれども、施設の利用につきましては、例規等の整備など必要な事務手続が完了し次第、利用を開始することを考えておりまして、おおむね令和5年の1月から2月を予定しております。

それから、市が国から占用許可を取得しております「ワンちゃんロード365」につきましては、廃止を予定しております。

説明のほうについては、以上になります。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） この太線の中に、この真ん中に入っている2本の線というのは、これ多分歩道だと思うんですけれども、この歩道はどこか迂回してまた歩道にこう行くような歩道整備になるということですか。これはここだけ消えちゃうということですか。

○委員長（金丸幸司君） 小田切生活環境係長。

○生活環境係長（小田切 治君） 現在のところ、この歩道はそのまま、潰れるといいますか、エリアの中に入ってしまいまして、迂回施設の設置というものの設置は聞いておりません。ないと承知しております。

○委員長（金丸幸司君） 秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） ここでじゃ、なくなってしまうということは、ここまで入ってきた人は、どこをどう行って入って、今度はこっちの下流のほうへ歩道、ここもまた堤防を上って、その歩道を行ってまた堤防を下がってまた下へ行くっていう、そういう格好になるということ。

○委員長（金丸幸司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時00分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

望月課長。

○環境課長（望月新路君） すみません。先ほどの答えなんですけれども、一応今図面を確認したところ、園路がこの図面の案内図のほうの階段を下りて、園路が描かれておりますけれども、詳細の図面を見ましたら、その園路につきましては、かからないような形で設置しております。ただ、それ以外に2本、もう1本線があるんですけれども、そちらについてはちょっとかかるような形にはなっております、一応、現在使っている園路は壊さないような形で設置がされております。すみませんでした。

○委員長（金丸幸司君） 秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） じゃ、この歩道はいずれにしても、どっかどうしてこの下流の歩道に接続しているということだね。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） そのとおりでございます。

○委員長（金丸幸司君） 秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） それで、ここに水道施設っていうのがあるんですけども、水道施設っていうのはどこかにあるんですか。これ。このエリアの中で。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 案内図の下のほうにあずまやが四角く囲ってありますが、そのちょっと南側に簡易的な水道がございまして、そちらのほうで足を洗ったりとか、そういう形が取れるようになっております。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 4ページの山梨県では釜無川スポーツ公園内のバーベキュー施設等を撤去しということで、ドッグランを造るみたいなんですけれども、ここも撤去しちゃうと、バーベキュー施設というのはここにはなくなっちゃう、ゼロになるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 小田切係長。

○生活環境係長（小田切 治君） そのように伺っております。

○委員長（金丸幸司君） 秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） それからもう1点、ベンチ8基というのは、これベンチというのはどこにベンチを置くんですか。

○委員長（金丸幸司君） 小田切係長。

○生活環境係長（小田切 治君） ドッグランエリアの中、それぞれ小型犬エリア、フリーエリアの中、それぞれ4基ずつ設置をする予定になっております。4基ずつです。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ドッグランで小型犬とかフリーとか分かれているんですけども、このドッグランというのは、常時管理人がついているような施設になるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 管理人を設置する予定はございません。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 今、管理人がいらないということなんですけれども、ということは、いつでも行っていつでも使える、夜も使えるような形ですか。それとも、夜はどこか鍵を閉めてという形でしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 小田切係長。

○生活環境係長（小田切 治君） 利用のルールというものについては、今担当の中でもんでいる状態でございます。今担当で考えているのは、基本施錠はいたしません、日没までの利用で、冬場であれば午後6時とか、夏場であれば午後7時ぐらいの利用を原則お願いをしようと考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 県営から市営に変わるということなんですけれども、甲斐市民とそれ以外の方で、何か使用に制限とかそういうのはあるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 現時点では、特に市外者は駄目とか市内の方のみとかそういうことは考えておりませんで、広く利用していただきたいと考えております。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 先ほどの件ですけれども、市営になったから、県営だったら、県がお金を出してるんですけれども、全部これは甲斐市の経費に、管理人さんとかそういうのも全部甲斐市の経費になっちゃうんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 施設自体は県の施設になります。それを管理するのが市となりまして、その管理人等の費用につきましても、設置する予定はございませんので、市としての負担は特にないと考えております。ただ、若干施設の管理の中で草を刈ったりとか、利用者の方のマナーの関係で、ふんとか、そういうのがあまりにも酷い場合は、そういう清掃業務等をしなきゃならないのかなと考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、釜無川スポーツ公園に設置されるドッグラン施設についてを終了いたします。

続いて、環境課関係のその他を行います。

委員より、環境課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で、環境課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員が退室いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時07分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

引き続き、次第の4その他に入ります。

初めに、令和5年度当初予算への要望についてを行います。

令和5年度当初予算への要望については、各常任委員会で協議を行い、1事業を決算審査特別委員会へ提出することとなっております。

事前に3名の委員から要望事項の提出がありましたので、内容の協議を行い、本常任委員会からの要望事項を決めたいと思います。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸幸司君） それでは、そのようにいたします。

それでは、順次、委員からの説明を受け、質疑や協議を行った後に、改めて、どの提案を推薦するか、各委員のご意見を1人ずつ伺いたいと思います。

初めに、若尾委員、説明をお願いいたします。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 4款衛生費、1項保健衛生費のうちで、子宮頸がん対策についての予算拡大を要望いたします。

内容としましては、子宮頸がんといいますのは、WHO世界保健機関でも公衆衛生上の脅威であると宣言されていまして、子宮頸がんの排除のために、各国自治体は努力するようにという宣言を出しております。日本においては、子宮頸がんワクチンの積極的接種の勧奨が差し控えられていた期間が9年ありまして、その間接種を控えていた影響というのはもう既に出始めています。

今年の4月に積極的接種の勧奨が再開されましたが、この9年間のブランクを埋めるためには、ここ一、二年での早急な手厚い子宮頸がん対策が必要だと言われております。そのために、専門家によりますワクチン相談業務に当たる保健師や小・中学校への養護教諭への研修の提供や、接種する女子児童・生徒、保護者、キャッチアップ接種対象者に今以上の子宮頸がんワクチンの理解促進、そしてまた同時に、子宮頸がん検診、二十歳以上の女性への子宮頸がん検診の理解の促進、普及、受診勧奨を進めていく必要があると考え、よって、子宮頸がん対策への予算の拡大を要望いたします。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ありがとうございました。

次に、保坂委員、説明をお願いいたします。

○委員（保坂 康君） すみません、打てばよかったんですけども。字が汚くて申し訳あり

ません。

私のほうは、事業名としては、医療・介護従事者等慰労対策事業と医療・介護従事者への支援についてということで、お願いします。

内容としましては、医療・介護従事者に去年クオカードなどの支援をしていただき、「良かった」と言う話をよく聞きました。他施設ではそういう制度がなくて、「甲斐市はいいね」と「こういうところ充実していますね」というような話をいただきました。

特に、介護職員従事者については、職員不足により大変仕事へのリスクを持っています。コロナ禍の現在でもそうですけれども、日常的に職員不足が叫ばれております。特に、若い介護者になりたがる人が現状ほとんどいないような状態なので、今いる介護者をサポートしていただいて、少しでも長く皆さんに働いていただけるような支援を、もちろん国、県、市での支援が必要ではないかと思えますけど、今後もこうしたものにつけて予算を継続してもらいたいと要望いたします。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ありがとうございます。

次に、谷口委員、説明をお願いいたします。

○委員（谷口和男君） 保育園の保護者の負担軽減のための諸費ということで、令和3年度、今年の3月議会、そちらのほうで結構あったんですけれども、おむつですね、汚れたおむつを今持って帰って処理をしているということなんですけれども、衛生上も非常に問題が大きいいし、昔みたいに布おむつじゃなしに、使い捨てのおむつということなんで、そちらのほうを、ぜひ一括処理を園でしていただいて、そのための予算をお願いしたいということです。

それと、布団の持ち帰りに関しては、ちょっと検討していただきたいという形で置いときたいと思うんですけれども、経費もどれぐらいかかるかまだ分からないんですけれども、取りあえず、ぜひ、おむつのほうに関しては、北杜市ですとか南アルプス市ですとか、近隣の市も結構一括処理をしているところが増えてきたものですから、これをぜひ、甲斐市でもお願いをしたいということです。

○委員長（金丸幸司君） ありがとうございます。

提案は以上であります。

要望書の内容について、質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 若尾委員の子宮頸がんワクチンなんですけれども、この前、やっていなかった期間のところ、それに関しても経費を出すとか言ってたんですけれども、実際9年間でやってない方っていうのは、結構いらっしゃるんでしょうか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 子宮頸がんワクチンの対象者というのが、小学校6年生から高校1年生までの女子児童・生徒になります。その女の子たちの9年分になりますので、かなりの数になるかと思いますが、すみません、今ここで何人というデータがありません。

○委員長（金丸幸司君） そのほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、質疑を終了いたします。

それでは、提案者の説明や質疑などを踏まえ、厚生環境常任委員会としての令和5年度当初予算への要望は、どの提案を推薦するか、ご自身の提案も含め、各委員の意見を順次確認したいと思います。

まず、初めに、山本委員、よろしくお願いいたします。

○委員（山本英俊君） 若尾委員の子宮頸がんの対策というこの辺、国でも色々進めているようですし、鋭意取り上げていただければと思います。

○委員長（金丸幸司君） 次に、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 私も出してはいるんですけれども、もし違うのにするのであれば、保坂委員の介護従事者等の支援、こちらのほうにしようかなとは思っています。

○委員長（金丸幸司君） 次に、保坂委員、よろしくお願いいたします。

○委員（保坂 康君） 私はやっぱり自分の提出した医療従事者への支援をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（金丸幸司君） 次に、若尾委員、よろしくお願いいたします。

○委員（若尾彰子君） 私は私の提案しました子宮頸がん対策をお願いしたいと思います。

○委員長（金丸幸司君） それでは最後に、秋山副委員長、よろしくお願いいたします。

○委員（秋山照雄君） 若尾委員の子宮頸がんに対する対策のための予算を取っていただきたいというのに、私も賛同したいと思います。

○委員長（金丸幸司君） ありがとうございました。

それでは、意見の集約をしたいと思います。

それでは、若尾委員の子宮頸がん対策の要望に対する意見が多いようですが、いかがでし

ようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） それでは、お諮りいたします。本委員会の要望事項は、1つについてすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） それでは、そのように決定いたします。

なお、提出する文面は、提案者の若尾委員と正副委員長にご一任願います。

以上で、令和5年度当初予算への要望についてを終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時17分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、各種団体との意見交換会についてを行います。

初めに、私から報告いたします。

例年、各委員会ごと、各種団体との意見交換会を実施していますが、今年度は来月8日、9日の厚生環境常任委員会の視察研修をはじめ、その後、第4回定例会、年明1月末から2月には、議会運営委員会や議会広報常任委員会の視察研修、令和5年第1回定例会が予定されております。

そこで、18日の全員協議会視察後に、3常任委員会の正副委員長及び正副議長で協議を行い、今年度の意見交換会につきましては、視察研修を意見交換会とし、各種団体との意見交換会は、なしとすることとなりました。

また、来年度以降の意見交換会につきましては、コロナの状況等を考慮しつつ、1年目と3年目の委員会視察を行う年度は、視察研修を意見交換会とし、委員会視察のない2年目と4年目に、各種団体との意見交換会を行うこととなりましたので、報告いたします。

私からの報告は以上ですが、委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ないようですので、以上で、各種団体との意見交換会についてを終わります。

次に、委員より、常任委員会関係で、その他何かありましたらお伺いいたします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） 事務局より、その他ありましたらお願いいたします。

○書記（長田大地君） 事務局から、すみません、2点お願いいたします。

初めに、視察研修についてでございます。

お手元に来月11月8日、9日に実施する、厚生環境常任委員会の視察研修の最終の日程表、参加者名簿、予算案を配付させていただきましたので、ご確認のほうをお願いいたします。

なお、先日通知にも記載をさせていただきましたが、議員の負担金1万円につきましては、当日の朝に徴収をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、総合防災訓練について報告をさせていただきます。

こちらもお手元に要領を配付させていただきましたので、ご覧ください。

第3回定例会時に触れさせていただきましたが、今年度の総合防災訓練につきましては、11月6日日曜日に実施となります。目的等は記載のとおりでございますが、議員につきましては、情報伝達訓練を行います。

2枚目の（2）をお願いいたします。内容は、昨年度と同様になりますが、午前7時40分に事務局から市議会本部を設置する旨をLINEで連絡をさせていただきます。送信文は記載のとおりとなっております。次に、午前8時に市内全域に防災行政無線のサイレンが鳴りましたら、事務局から全議員に記載の文を一斉送信しますので、議員は事務局からの送信を受け次第、記載のとおり、「被害状況等は異常ありません」と返信をお願いいたします。全議員からのLINEによる返信を受けましたら、再度、事務局から「何時何分全議員から報告を受けましたので、情報伝達訓練は終了します。なお、この後は、各自地元の訓練へ参加願います」と送信をして、訓練は終了となります。その後は、議員の判断によりまして、地元自治会の訓練に参加のほうをお願いいたします。

なお、訓練当日、市内に気象警報の発表や気象警報の予想される場合につきましては、訓練は中止となります。また、訓練終了後に地元自治会の訓練に参加する場合につきましては、配付してあります災害活動服を着用するようにお願いをいたします。

事務局からは、以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 初めての方もいると思うので、この件について質疑等がありましたら
らお願いいたします。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） すみません。確認させてください。

事務局から送信を受け、「被害状況等は異常ありません」と返信するのは承知しました。

これ実際にもし災害が起きた場合、その被害状況っていうのは、自分の住んでいる自治会の
中の被害状況を報告すればいいんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 長田書記。

○書記（長田大地君） こちらにつきましては、各議員さんの自治会の状況等を報告して
いただくような形になりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） 分からないことがありましたら、また事務局等にご相談して
いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時23分